

太田市告示第36号

太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年太田市条例第175号)第6条第1項の規定により、令和6年度一般廃棄物処理実施計画(ごみ処理計画)を定めたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和6年4月1日

太田市長 清水聖義

一般廃棄物処理実施計画(ごみ処理計画)

1 計画区域

太田市全域

2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 一般廃棄物(ごみ)の排出量の見込み

区分	排出量(t/年)		
	生活系	事業系	合計
可燃ごみ	46,653	19,663	66,316
不燃ごみ	1,367	245	1,612
粗大ごみ	2,506	500	3,006
資源ごみ	2,331	207	2,538
危険ごみ	165	—	165
集団資源回収物	1,515	—	1,515
合計	54,537	20,615	75,152
動物の死体 (匹)	1,137 匹		1,137 匹

4 排出抑制計画

(1) 生活系一般廃棄物の排出抑制

事業名	事業概要
4R運動の推進	①リフューズ(ごみを発生させない)②リデュース(ごみを少なくする)③リユース(繰り返し使う)④リサイクル(資源として再生する)という4R運動をパンフレットや広報等で普及・啓発に努め、循環型社会の形成を目指します。
ごみ処理手数料有料化	生活系ごみをごみステーションに排出する際に、廃棄物処理経費の一部を負担していただく指定ごみ袋及び粗大ごみ処理シールの使用を義務化しています。
資源回収に対する支援	地域で行う資源回収に報奨金を支出します。また、資源回収実施団体への引き取り業者情報の提供等の支援も行います。
生ごみ処理機等の購入に対する助成	家庭のちゅう芥類の自家処理のために、生ごみ処理槽、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機を購入した市民に対し、助成金を交付します。
廃食用油の回収	家庭から排出される廃食用油を行政センター等で回収し、資源としてリサイクルして可燃ごみの減量に努めています。
清掃施設の見学の支援	市内小学校でごみ処理学習や一般市民団体等が、組合が実施する清掃施設見学の支援を行っていきます。
小型家電の拠点回収	小型家電回収ボックスを市役所庁舎、尾島庁舎、新田庁舎、行政センター等に設置し、個別に回収・リサイクルすることで、ごみの減量に努めています。
使用済みインクカートリッジの回収	家庭で使用するプリンターの使用済みインクカートリッジの回収ボックスを市役所庁舎、尾島庁舎、新田庁舎、行政センター等に設置し、企業と協力してリサイクルの推進を図っています。

(2) 事業系一般廃棄物の排出抑制

事業名	事業概要
多量排出事業者への指導	多量排出事業者に対して、立入検査等を実施し、現状を確認した上で事業系ごみの排出方法などを説明し、極力減量化・資源化してもらうように要請するとともに、自らの責任において適正に処理してもらうよう指導しています。
直接搬入業者及び許可業者への指導	搬入時、監視員の目視及び抜き打ち検査により違反ごみがないかを確認し、違反ごみが発見された場合には、持ち帰らせた上で適正な処理の指導を行っています。 また、資源化による排出抑制を進めるため、資源化可能なごみについて、分別排出して出来る限り資源化するように指導します。
紙の受け入れ制限	業務において作成した書類を廃棄するにあたり、機密文書を処理できる処理業者を説明し、できる限り資源化するよう依頼します。

5 収集運搬計画

(1) 生活系から排出される一般廃棄物の分別区分、収集運搬主体等

種 類	収集・運搬 主体	収集区域	収集回数	収集方法	収 集 量 (t/年)	搬入先	
可燃ごみ	市(委託)	太田市内 全 域	2回/週	ステーション 方 式	45,337	太田市外三町 広域清掃組合 クリーンプラザ	
不燃・粗大ごみ	市(直営)	太田市内 全 域	必要のつど	戸別方式	51	太田市外三町 広域清掃組合 リサイクルプラザ	
	市(委託)		1～3回/月	ステーション 方 式	2,475		
資 源 ご み	ペットボトル	市(委託)	太田市内 全 域	1～2回/月	拠点方式 及び ステーション 方 式	457	太田市外三町 広域清掃組合 リサイクルプラザ
	その他プラスチック 容器包装類			1～2回/月		550	
	カン	市(委託)	太田市内 全 域	1～2回/月	ステーション 方 式	369	
	無色ビン	市(委託)	太田市内 全 域	1～2回/月	ステーション 方 式	927	
	茶色ビン	市(委託)	太田市内 全 域	1～2回/月	ステーション 方 式		
	その他の色の ビン	市(委託)	太田市内 全 域	1～2回/月	ステーション 方 式		
	白色トレイ	市(委託)	太田市内 全 域	1～3回/月	ステーション 方 式	8	
	紙パック	市(委託)	太田市内 全 域	1～2回/月	ステーション 方 式	20	
	小型家電	市(直営)	太田市内 全 域	随時	拠点方式	72	
危険ごみ	市(委託)	太田市内 全 域	1～2回/月	ステーション 方 式	165	太田市外三町 広域清掃組合 リサイクルプラザ	

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集運搬主体等

種類	収集・運搬主体	収集区域	収集回数	収集方法	収集量(t/年)	搬入先
可燃ごみ	排出者 許可業者	太田市内 全 域	必要のつど	直接搬入 戸別方式	19,663	太田市外三町 広域清掃組合 クリーンプラザ
不燃・粗大ごみ	排出者 許可業者	太田市内 全 域	必要のつど	直接搬入 戸別方式	745	太田市外三町 広域清掃組合 リサイクルプラザ

(3) 市が収集運搬を行わない一般廃棄物

「太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第7条の2に定める一般廃棄物の他、当実施計画で定める市では処理できない一般廃棄物とします。

また、大掃除等において排出される一時的な多量廃棄物については、あらかじめ可燃ごみと不燃・粗大ごみに分別し、可燃ごみは太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザへ、不燃・粗大ごみについては、太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザへ直接搬入するものとします。

なお、事業活動に伴って排出される一般廃棄物について、排出者は、ごみの減量に努め、分別を徹底して再資源化に取り組み、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とします。排出者自ら処理できない可燃ごみ及び不燃・粗大ごみは、排出者自ら又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して、可燃ごみについては、太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザへ、不燃・粗大ごみについては、太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザへ搬入し処理するものとします。

(4) 一般廃棄物収集運搬許可について

本市のごみ処理量に対して、ごみ収集運搬は、現在の許可業者数で充分満たされていると考えます。

また、許可業者数が増加すると過当競争が生じ、安易なごみの排出や不適正処理などが危惧されます。

平成26年10月に環境省より、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業ではなく、許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」という趣旨の通知がありました。

このようなことから、新規の許可は、原則として行いません。

6 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

施設の名称	設置主体	設置場所	処理方式	処理能力	設置年度	処理対象廃棄物
太田市外三町 広域清掃組合 クリーンプラザ	太田市外三町 広域清掃組合	太田市 細谷町604-1	焼却 (連続燃焼式 ストーカ炉)	165t×2炉/24h	令和3年	可燃ごみ
太田市外三町 広域清掃組合 リサイクルプラザ	太田市外三町 広域清掃組合	太田市 細谷町604-1	破碎・ せん断	54.5t/5h	平成16年	不燃・粗大ごみ
太田市外三町 広域清掃組合 リサイクルプラザ	太田市外三町 広域清掃組合	太田市 細谷町604-1	選別・ 圧縮	18.5t/5h	平成16年	ペットボトル、び ん類、白色・有色 トレー、その他プ ラ
エコネット・おおた	社会福祉法人 杜の舎	太田市 細谷町1724、 1725、 1725-3、1726	選別・ 圧縮	8.5t/5h	平成16年	空き缶

(2) 各処理施設の種類の処理量見込み

収集区分	廃棄物の種別	処理施設	処理量 (t/年)
直営	不燃・粗大ごみ	太田市外三町広域清掃組合 リサイクルプラザ	51
	小型家電	太田市外三町広域清掃組合 リサイクルプラザ	5
	動物の死体	太田市外三町広域清掃組合 クリーンプラザ	728 匹
委託	可燃ごみ	太田市外三町広域清掃組合 クリーンプラザ	45,337
	動物の死体		145 匹
	不燃・粗大ごみ	太田市外三町広域清掃組合 リサイクルプラザ	2,475
	資源ごみ		2,320
	危険ごみ		165
許可	可燃ごみ	太田市外三町広域清掃組合 クリーンプラザ	19,663
	不燃・粗大ごみ	太田市外三町広域清掃組合 リサイクルプラザ	745
直接搬入	可燃ごみ	太田市外三町広域清掃組合 クリーンプラザ	4,789
	動物の死体		264 匹
	不燃・粗大ごみ	太田市外三町広域清掃組合 リサイクルプラザ	2,263
	剪定枝	一般廃棄物処分業者 (法第6条第3項、施行令第4条を含む)	1,675
	破碎・せん断可燃 (リサイクルプラザの可燃残渣)	太田市外三町広域清掃組合 クリーンプラザ	1,593

(3) 各処理施設・集団回収・家庭用生ごみ処理機等の資源化量の見込み

(t/年)

資源化物 資源回収物		太田市外三町 広域清掃組合 クリーンプラザ	太田市外三町 広域清掃組合 リサイクルプラザ	一般廃棄物 処分業者等	集団回収	家庭用生ごみ 処理機 (堆肥化)	行政セン ターでの 回収	拠点で回 収	合計
金属類	鉄類	221	1,716		60				1,997
	アルミ類等								
びん類	無色びん	927			4				931
	茶色びん								
	その他びん								
	生びん (リターナブルびん)								
紙類	新聞				1,449		1,866		3,315
	雑誌								
	ダンボール								
	紙パック								
白色トレイ			8						8
ペットボトル			457						457
容器包装 プラスチック			550						550
小型家電								72	72
プラスチック類									
剪定枝				526					526
ちゅう芥類						0.26			0.26
布類									
廃食用油							13		13
合 計		221	3,678	526	1,513	0	1,879	72	7,889

7 焼却灰・ばいじん・不燃残渣の資源化方法と最終処分計画

(1) 処理施設の概要

①資源化施設

施設の名称	設置主体	設置場所	処理方式	処理能力	設置年度	処理対象廃棄物
群馬ハイブリッドクリーンセンター	群桐エコロ株式会社	太田市新田大町600-26	焼却溶融	132t/日	平成23年	焼却灰
ツネイシカムテックス埼玉株式会社	ツネイシカムテックス埼玉株式会社	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250-1	焼成	288t/日	平成18年	焼却灰

②最終処分施設

施設の名称	設置主体	所在地	敷地面積	容積	残余容量	埋立対象物	埋立開始年月	埋立終了年月
ジークライト株式会社エコポート最終処分場	ジークライト株式会社	山形県米沢市大字板谷字四郎右衛門沢773-1~2	121,786 m ²	4,270,674 m ³	1,955,000 m ³	主灰 ばいじん 不燃残渣	平成9年4月	令和19年3月
サイボウ環境株式会社安中一般廃棄物最終処分場	サイボウ環境株式会社	群馬県安中市大谷字西谷津1893-7他15筆	18,988 m ²	274,388 m ³	129,629 m ³	主灰 不燃残渣	平成19年4月	令和18年3月

(2) 処理主体・搬入先・処理方法及び処理量の見込み

廃棄物の種別	搬入先	処理量(t/年)	処理方法	
焼却灰	群馬ハイブリッドクリーンセンター	2,400	12,300	溶融処理により溶融スラグとして資源化します。
	ツネイシカムテックス埼玉株式会社	2,400		焼成処理により人工砂として資源化します。
	ジークライト株式会社エコポート最終処分場	2,500		最終処分場で埋立処分します。
	サイボウ環境株式会社安中一般廃棄物最終処分場	2,500		最終処分場で埋立処分します。
ばいじん	ジークライト株式会社エコポート最終処分場	2,500	最終処分場で埋立処分します。	
不燃残渣	ジークライト株式会社エコポート最終処分場	1,000	2,000	最終処分場で埋立処分します。
	サイボウ環境株式会社安中一般廃棄物最終処分場	1,000		最終処分場で埋立処分します。

8 ごみ処理施設の整備計画

(1) 施設整備概要

施設の名称	設置主体	設置場所	施設規模	処理方式	供用開始
(仮称)太田市 ストックヤード	太田市	太田市細谷町1712番地 (太田市清掃センター跡地)	414.9㎡	一時保管	令和7年4月 (予定)

(2) 事業費及び財源計画

ストックヤード(マテリアルリサイクル推進施設)整備は、太田市清掃センター(ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設)を解体し、跡地にストックヤードの整備を一体とした事業を行う場合、解体撤去費用についても交付金の対象とされ、事業費の1/3が交付されます。

また、交付対象事業には、解体撤去に当たっての基本設計、発注仕様書の作成及びダイオキシソ類調査等も含まれます。

概算事業費内訳 (単位:千円)

	総事業費	交付対象
ストックヤード整備工事	1,739,002	1,722,267

(3) 施設整備スケジュール

太田市清掃センター解体撤去工事は、令和4年9月～令和6年9月であり、ストックヤード整備工事は、令和6年9月が着工です。

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
旧焼却施設解体工事に係る調査・設計等	←	→			
旧焼却施設解体工事		←	→	→	
ストックヤード整備工事に係る実施設計等			←	→	
ストックヤード整備工事				←	→

9 市では処理できない一般廃棄物

(1) 「太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第7条の2に定める一般廃棄物

区分	品目の例示	排出方法
有毒性物質を含むもの	農薬、医薬品、バッテリー、ペンキ等	販売店や専門業者に相談し、適正に処理します。
危険性を有するもの	ガソリン、灯油、機械油、エンジンオイル、プロパンガスボンベ等	
感染性のあるもの	感染性医療系廃棄物(注射針等)	
著しく悪臭を発するもの	多量の汚物、汚泥	
前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しい支障を及ぼすもの	耐火金庫、タイヤ、ホイール、農機具、石、ブロック、ピアノ、消火器等	

(2) 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物

区分	品目の例示	排出方法
家電リサイクル法対象品	テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、衣類乾燥機	家電小売店または一般廃棄物収集運搬業者へ依頼するか、郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所へ自己搬入します。または、環境適正推進協会へ依頼します。
資源有効利用促進法対象品 (家庭系パソコン)	ノートパソコン、デスクトップパソコン本体、CRTディスプレイ(一体型を含む)、液晶ディスプレイ(一体型を含む)	各メーカーのパソコンリサイクル窓口へ回収を依頼します。自作のパソコンなど回収するメーカーがない場合は、パソコン3R推進協会に回収を依頼します。
自動車リサイクル法対象品	自動車	引取業者(自動車販売・引取業者等)に引き取りを依頼します。
自動二輪車	自動二輪車(原動機付き自転車を含む)	指定引取場所または廃棄二輪車取扱店(自動二輪車リサイクルに加盟している二輪販売店)に引き取りを依頼します。

(3) 産業廃棄物

産業廃棄物のうち「太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」第19条に定める産業廃棄物以外の産業廃棄物。

注) 数字の単位未満は四捨五入しました。したがって総数と内訳の計が一致しない場合もあります。